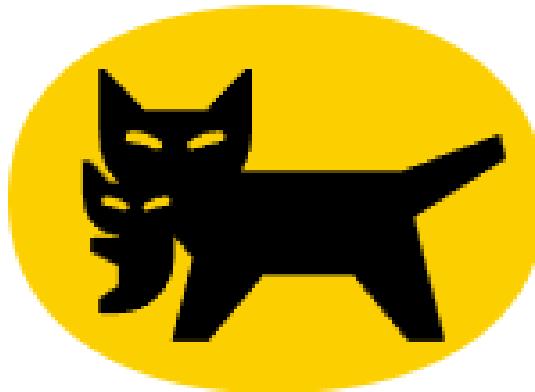


適性診断の早期・分散受診に向けた 取組について (構成員提出資料)

ヤマト運輸株式会社



取組内容

○パートナー協議会

毎月、委託事業者(「パートナー」)を集め、交通事故事例・労働災害事例・法改正情報・品質クレーム等の重要な情報を共有し、意見交換をする場として「パートナー協議会」を毎月実施しています。

〈例〉2025年2月度パートナー協議会では、貨物自動車運送事業法の改正(貨物軽自動車運送事業者の安全対策)について、資料を配布し、国交省公式Youtube動画の上映会を実施しました。

2025年2月度 パートナー連絡会資料

法改正 (貨物軽自動車運送事業者の安全対策)

【改正の概要】改正法が施行され、2025年4月より適用開始となります。そこで、法改正について、再確認いたします。

背景
EC需要が拡大するにつれて、軽自動車を利用したラストワンマイルを担う事業者の社会的重要性は高くなっています。しかし、その一方で、事業者数は増加しており、それに伴って、死亡事故・重傷事故は件数も率も増加傾向にあります。そこで、これらの事業者の安全な運行を担保するため、義務として実施しなければならない運行管理業務が拡大されました。

具体的な実施事項

国土交通省・公式youtubeをCheck !
・詳細版 <https://www.youtube.com/watch?v=0iv3GpSVChQ> (12分20秒程度)

主管支店は、必ず連絡会の中で動画の上映を行ってください。

適用スケジュール

一部業務の適用には猶予期間がございますが、猶予の適用有無をご確認の上、計画的にご実施願います。
※以下は、猶予期間を簡単にまとめたものです。詳細は国土交通省の特設HPをご参照ください。

業務の種類	2025/4	2026/4	2027/4	2028/4
軽貨物安全管理者の届出・講習	2025年3月までに軽貨物の届出を行った宮業所		選任・届出・講習の義務化	
	2025年3月までに軽貨物の届出を行っていない宮業所	新規出店届出以降、選任・届出・講習の義務化		
特別教育・適性診断	初任運転者	2028年3月末までに実施 (全社員)		乗務員に選任する際に実施
	高齢運転者	2028年3月末までに実施 (2025年度以降該当者)	65歳に達したら1年以内に実施、その後3年ごとに実施	
	事故惹起運転者	2028年3月末までに実施 (2025年度以降該当者)		一定の事故を発生後に実施

その他詳細は国交省特設HPへ



★その他の情報：国交省特設HP (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000172.html)

取組内容

○輸配送パートナーシステム

パートナーとの契約管理や情報提供のプラットフォームとして、「輸配送パートナーシステム」というサイトを設けています。

輸配送パートナーシステムを活用し、ヤマト運輸では、各事業者に必要な情報の提供をするとともに、その実行を促すような取組みを実施しています。

- ・法改正など重要な情報についてはプッシュ型で通知を行う。
- ・貨物軽自動車安全管理者の選任状況などのアンケートを取り、パートナーの対応状況を把握する。
- ・契約条件として法令遵守の実行を項目としても盛り込み、適正な事業者をパートナーに選定する。

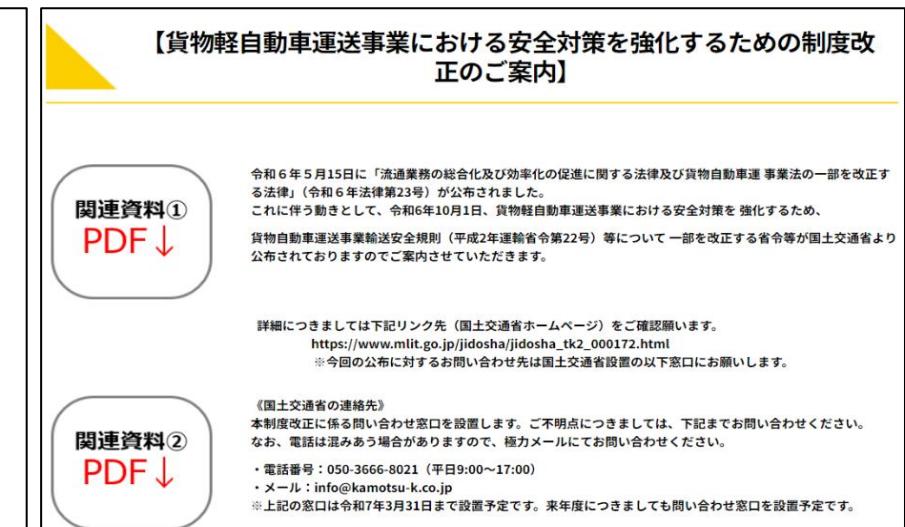


お知らせ：2025年11月25日 【輸配送パートナーシステム メンテナンス時間のお知らせ】

お知らせ：2025年11月17日 【輸配送パートナーシステム リリースのご案内 中小受託取引適正化法施行に伴う包括契約応募入力欄の追加】

お知らせ：2025年11月7日 【クマによる安全対策に関する重要なお知らせ】

ログイン ログインヘルプ



【貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正のご案内】

令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)が公布されました。

これに伴う動きとして、令和6年10月1日、貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)等について一部を改正する省令等が国土交通省より公布されておりますのでご案内させていただきます。

詳細につきましては下記リンク先(国土交通省ホームページ)をご確認願います。
https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa_tk2_000172.html

※今回の公布に対するお問い合わせ先は国土交通省設置の以下窓口にお願いいたします。

《国土交通省の連絡先》
本制度改正に係る問い合わせ窓口を設置します。ご不明点につきましては、下記までお問い合わせください。
なお、電話は混みあう場合がありますので、極力メールにてお問い合わせください。

- ・電話番号：050-3666-8021 (平日9:00～17:00)
- ・メール：info@kamotsu-k.co.jp

※上記の窓口は令和7年3月31日まで設置予定です。来年度につきましても問い合わせ窓口を設置予定です。

取組内容

○運転適性診断について

関連会社であるヤマト・スタッフ・サプライ株式会社では、
・貨物軽自動車安全管理者講習
・運転適性診断
などのサービスを展開しています。

今回、法改正に伴い、両サービスについても、
パートナー協議会や輸配送パートナーシステムを通じて、
パートナーへご案内させていただき、受講・受診の促進を
いたしました。

今後も、定期的なご案内をするとともに、
ヤマト・スタッフ・サプライともサービス提供の方法
について協議しながら間口を広げ、
より多くの事業者の皆様が適性診断を受診する機会を
得られるように支援してまいります。

2025年4月～法改正

貨物軽自動車運送事業者への

安全対策が始まります！



国交省解説動画

・対象者：貨物軽自動車運送事業を営むもの(個人・法人問わず)

- 貨物軽自動車安全管理者の講習受講^{※1}
- 貨物軽自動車安全管理者の選任・届け^{※2}
- 運転適性診断の受診^{※3}



その他

※1 貨物自動車運送事業も行っている場合、運行管理者として選任されている者を除く

※2 営業所ごとに選任が必要となります

2025年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届けを行った事業者は2027年3月までに選任

※3 2025年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届けを行った事業者は2028年3月までに実施

貨物軽自動車安全管理者講習(3月受付開始予定)



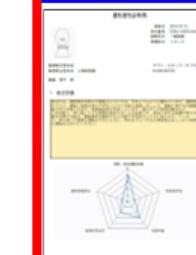
～ 講習詳細～

- ・個人認証機能でのオンライン視聴(Webカメラ使用)
- ・講習利用期間30日間で5時間の講習を視聴
- ・修了証・領収書即時発行・受講料3,630円(予定)



貨物軽法改正に関してのお問合せは[こちらまで▶▶](#)

運転適性診断(国交省認定)



診断の種類	対象者	料金
初任診断	事業者が運転者として新たに雇い入れた者	4,800
適齢診断	65才以上の運転者	4,800
特定診断I	事故惹起者※1	9,300

※1)死亡または重傷者を生じた事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない方 2)軽症者を生じた事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある方

※運転適性診断は法改正施行前でも受診記録として有効です

運転適性診断の開催地・ご予約は[こちらまで▶▶](#)



取組内容

○課題

委託事業者(パートナー)のみなさまに五月雨式にお願いをすることで負担増になっている

○解決策

取得できるデータを自動で情報化し、安全・品質・環境分野の可視化、改善を図る仕組みを構築中

例)安全教育項目の一例

初認診断
適性診断
特定診断



受診日
○ or ×

受診したデータを自動連携することで、委託事業者にとって安心、安全なデータ保存ができる環境を準備中。

他様々なデータの自動取得、委託事業者の負担軽減策を搭載予定。

佐川急便株式会社

SAGAWA

適性診断の早期・分散受診に向けた取組

佐川急便株式会社

取組内容

協力会社（宅配協力会社）さまへの適性診断 受診勧奨

<対策1>

支店担当者及び全国の営業所の所長などに対して
貨物軽安全管理者説明会を開催。（2025年1月21日～2025年1月24日）

- ①会議内で対策2の動画を視聴
- ②安全管理強化の概要説明 ※1



※1 貨物軽安全管理者説明会で使用した解説リーフレット

<対策2>

SAGAWAパートナープログラム※2 のポータルサイトに
2025年1月21日から動画リンクを貼り付け、適性診断の受診に
理解を深めていただいている。

【制度改正のご案内】貨物軽自動車運送事業における安全対策強化（国土交通省）

※2 宅配事業に必要な車両や保険、法律などを宅配協力会社へ提供しサポートするプログラム



<対策3>

四半期毎に行っている宅配協力会社会議 ※3 で、
適性診断について受診勧奨をおこなっている。

宅配協力会社さまへ“適性診断受診”的
説明・注意喚起を繰り返しおこなっている



※3 2025年9月3日開催した宅配協力会社会議資料